

仕 様 書

里塚霊園区画案内標識更新業務の内容等については、以下のとおりとし、併せて札幌市（以下「委託者」という。）と本業務の委託を受ける者（以下「受託者」という。）との間に必要な事項を定める。

1 業務施行場所及び検査場所

里塚霊園（札幌市清田区里塚 468 番地）

2 業務内容（別紙「設置図」及び「既存区画案内標識」参照）

里塚霊園の区画案内標識の作製及び設置、並びに既存の区画案内標識の撤去を行う。

(1) 新規区画案内標識作成及び設置数：383 基

【内訳】

1 期：88 箇所・2 期：68 箇所・3 期：57 箇所・4 期：82 箇所・5 期；54 箇所
6 期：34 箇所

(2) 既存区画案内標識撤去数：302 基

【内訳】

1 期：74 箇所・2 期：47 箇所・3 期：49 箇所・4 期：66 箇所・5 期；46 箇所
6 期：20 箇所

3 規格

(1) サイズ

ア 区画案内標識面板	：H250mm×W450mm（片面）	383 枚
イ メッキポール（白）	：48.6Φ×1,600mm（アングルネカセ付）	383 本
ウ 固定用Uバンド	：48.6Φ用ボルト・ナット付き	766 組

(2) 材質

ア 面板：・耐食アルミニウム 2 mm 低リブ 2 段付角 R 加工
標示用シート

・スリーエムジャパン製スコッチカルカッティングシート
（スコッチカルフィルム XL シリーズ）耐候性約 8 年

※ 同等品も可。同等品の場合同等であることがわかるカタログ等を事前に担当課まで提出し審査を受けること。

(3) 製作方法

上記材料で作成したカッティングステッカーをアルミニウム板へ貼り付けるものとする。

(4) デザイン

既存の看板と同様とする（別紙「既存区画案内標識」参照）

- (5) 校正
1回（内校は必ず行うこと。）
- (6) 設置箇所
別紙「設置図」参照。
- (7) 設置詳細（別紙「設置図」及び「既存区画案内標識」参照。）
区画案内標識の設置について、現状と同様に地上から1,050mmの高さに設置することとし、メッキポールは地中に最低でも550mm分を埋設すること。

4 業務実施期間

令和3年10月20日（水）から令和4年3月31日（木）までとする。

5 業務完了届等

受託者は、当該業務を完了したときは、遅滞なく、業務完了届（様式22）及び施行前後の写真を委託者に提出しなければならない。

6 環境負荷の低減

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 極力低公害車等、環境に負荷の少ない車両を使用すること。
- (2) 環境に負荷の少ない車両を使用すること。
 - ア 急発進、急加速、空ふかしをせず、エコドライブの推進に努めること。
 - イ 適正な空気圧、経済速度で走行すること。
 - ウ 不要な荷物、遊具類を積まないこと。
- (3) アイドリングストップを徹底するなど、燃料の節約に努めること。
 - ア 駐停車する場合には、エンジンを止めること。
 - イ 必要以上の暖機運転及び冷暖房のためのアイドリングを自粛すること。
 - ウ 環境保全の観点から、車両の点検・整備を日常的に実施すること。
- (4) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
 - ア ごみ分別の徹底を図ること。
 - イ 廃棄物の適正処理に努めること。
- (5) 業務で使用する機器、商品及び材料等については、極力環境に配慮したものをを使用すること。
 - ア 機器等については、低騒音型のものを使用すること。
 - イ 環境保全の観点から、点検・整備を日常的に実施すること。
- (6) 作業員等の人員輸送について、自動車を使用する場合は、管理事務所に事前に連絡すること。

7 諸法規の遵守

受託者は、業務の施行にあたり、建設業法、労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法、労働災害補償保険法、公害対策基本法、農薬取締法、道路交通法等の諸

法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の運用は、受託者の負担と責任において行わなければならない。

8 休日又は夜間における業務

業務実施の都合上、休日又は夜間に業務を必要とする場合は、あらかじめ業務員の承諾を得なければならない。

9 作業に係る注意事項

- (1) 契約を締結した後、業務実施前に担当課と事前に打ち合わせをすること。
- (2) 作業開始時には霊園管理事務所に対し、事前に連絡を行うこと。
- (3) 霊園内外施設及び墓碑等に損害を与えないこと。
- (4) 霊園内施設若しくは墓碑等に損害又は異常がある場合は、適宜報告すること。
- (5) 著作権、印刷物及び提出された原稿に係る権利は札幌市に帰属すること。
- (6) 設置場所の詳細な図面は契約締結後、担当課より受任者へ受け渡すこと。
- (7) 製作・設置方法に疑義が生じた場合は担当課と相談すること。
- (8) 業務遂行上知り得た秘密については、他人に漏らさないこと。
- (9) 契約を締結した後、看板製作で使用するカッティングシートの出荷証明書・品質説明書を提出させる場合がある。

10 協議

前記業務内容に疑義が生じた場合、その他業務上必要な事項は、委託者受託者両者協議の上、これを決定するものとする。